

定期試験・レポートにおける不正行為に関する注意喚起

定期試験は公正に実施されなければなりません。これに反する行為は不正行為です。不正行為は絶対に行ってはなりません。

不正行為があった場合、法学部・法科大学院では、その試験期間内の受験をすべて無効とし、原則として、東京大学学生懲戒委員会にかけ退学処分を求めることとしています。

このことは、オンライン方式による定期試験でも、もちろん同じです。

レポートについても、成績評価の公正を害する行為は不正行為となります。レポートに関する不正行為への対処も、上記と同様です。

2022年1月28日
法学部・法科大学院